

認定経済事業者(AEO)プログラムの相互承認取決め(AEO-MRA)に基づく  
認定経済事業者の税関メリット

タイ税関は、タイの AEO プログラムに対する認識を高めるため本資料を公表し、同プログラムの下で提供されるメリットや、タイ税関と外国税関当局との間の AEO-MRA の最新動向などを紹介した。

1. タイの AEO プログラムにおけるメリット

表 1: タイの AEO プログラムにおけるメリット

税関手続きにおける円滑化	
輸入	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸入時の検査免除(ほかの特定の法律で検査が義務付けられている場合や、疑義が発生する合理的理由がある場合を除く)</li> <li>物理的な検査が必要となる場合の特別な検査チャンネルの提供</li> <li>輸入通関を通過する貨物に関する紛争解決手続への参加資格</li> <li>輸入貨物のサンプルを抜き取る際、AEO 貨物の通関を遅延させない</li> <li>バルク貨物に対する担保の提供を要求されない(一般的にバルク貨物の輸入時には担保が必要となる)</li> </ul>
輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出時の検査免除(ほかの特定の法律で検査が義務付けられている場合や、疑義が発生する合理的理由がある場合を除く)</li> <li>輸出貨物のサンプル抜き取りを免除</li> <li>タイと AEO-MRA を締結している国の税関当局による貿易円滑化メリットの享受</li> </ul>
再輸出	<ul style="list-style-type: none"> <li>税関が保管する輸入貨物を入港地と異なる港から再輸出する場合、支払い関税は 10 分の 1 とする(1,000 パーツを上限とする)。</li> <li>税関検査・取締局と共同での検査の免除</li> </ul>
貨物の積み替え	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己保証(自己証明)形式による保証の許可(一般的に貨物の積み替えには担保が必要となる)</li> </ul>
貨物の通過	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己保証(自己証明)形式による保証の許可(一般的に貨物の通過には担保が必要となる)</li> </ul>
一般的な関税還付	<ul style="list-style-type: none"> <li>50 品目以下の輸入申告書を提出した場合、10 日以内に納付された関税の払い戻し(早期還付)が受けられる</li> </ul>
タックス・インセンティブ制度に関連する恩典	
関税法第 29 条に基づく関税還付	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則 1 営業日以内に申請の承認を行う</li> <li>10 営業日以内の生産方式の承認を行う</li> <li>関税還付申請書一式の提出に関する即時の承認を行う</li> <li>さらに、AEO 輸出業者/輸入業者は、関税法 B.E.2560(2017)第 29 条に基づき、輸出のための製造、調整、組立、梱包、その他の工程のために輸入される物品について、財務省が定める軽減税率を享受することができる。</li> </ul>
輸出品物の税補償(注)	<p>税関担当官による補償プロセスについて、以下のタイムフレームで完了させる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10 品目まで: 一連の申請に対して 7 営業日</li> <li>11 品目以上、50 品目以下: 15 営業日</li> <li>50 品目を超える場合: 20 営業日</li> </ul>

法的手続きおよびその他の特典	
法的手続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>関税率および関税評価に関して、関税回避のための虚偽申告にかかる異議申立に直面している物品の通関を遅延させない。もし AEO が、問題の検討または問題に関する判決の前に物品をリリースすることを希望する場合、虚偽申告の場合の決済基準に指定されている通り、不足している税のみを保証として前払いすることで引き取ることができる。</li> </ul>
その他の特典	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国税関当局が定めた AEO 貨物の貿易円滑化および AEO-MRA に基づくその他の特権</li> </ul>

(注) [輸出物品に対する税・関税補償法 B.E.2524\(1981\)](#)により、特定品目を輸出する事業者は、当該輸出品の生産に使用された設備や機械、燃料に含まれる関税・税金を補償するため、タックスクーポンを受け取ることができる。クーポンは、ほかの関税や税金の支払いに利用できる。

## 2. タイの AEO-MRA の最新状況

タイと AEO-MRA を締結している締約国からの AEO 貨物は、輸入時に AEO 貨物の検査の軽減、実地検査が必要な場合の優先検査、貿易の流れが途絶えた場合(自然災害など)の優先通関などの通関特権を享受することができる。

タイ税関は香港、韓国、シンガポール、オーストラリア、日本、ニュージーランドの 6 カ国・地域の税関と AEO-MRA を締結しているほか、2023 年までに試験的な実施を開始することを目指し、他の ASEAN 加盟国すべてと ASEAN AEO MRA (AAMRA) を締結した。現在、マレーシア、中国、ロシアとの AEO-MRA を締結するための交渉を行っている。

表 2: タイの AEO-MRA 一覧

締約国・地域	署名日	施行日	関連税関通達
香港	2015 年 6 月 11 日	2019 年 11 月 1 日	第 228/2562 号
韓国	2016 年 12 月 27 日	2019 年 9 月 1 日	第 166/2562 号
シンガポール	2018 年 6 月 29 日	2019 年 9 月 1 日	第 166/2562 号
オーストラリア	2021 年 4 月 1 日	2022 年 3 月 1 日	第 26/2565 号
日本	2022 年 4 月 5 日	2022 年 9 月 1 日	第 114/2565 号
ニュージーランド	2023 年 5 月 29 日	2023 年 9 月 1 日	第 126/2566 号

表 3: タイと交渉中の AEO-MRA

締約国・地域	現在の状況
ASEAN	2023 年 9 月 19 日に 10 カ国が署名し、2023 年末に試験運用実施予定
マレーシア	議論を継続中
中国	議論を継続中
ロシア	議論が開始したばかり

世界的な AEO-MRA の増加傾向と、それに伴う AEO プログラム登録への関心の高まりに伴い、タイ税関は AEO 資格の取得申請・審査を円滑化すべく、タイ AEO システム (TAS) の開発に着手した。

出所: タイ税関ウェブサイト

[https://www.customs.go.th/data\\_files/dd696f09db5e7508144435d167ff07d2.pdf](https://www.customs.go.th/data_files/dd696f09db5e7508144435d167ff07d2.pdf)